

2 基本構想

1 まちづくりの理念と将来像

これまで、新たな社会環境の変化や地域課題に対応した、将来に向けて持続可能なまちをめざしてきました。総合計画の計画期間は10年間ですが、まちづくりの理念や将来像は、さらに長い周期で考えられるべきものであり、方向性が大きく変わるものではありません。そのため、これまでの施策方針を継承しつつ、より一層魅力のあるまちづくりを強力に進めることとします。

なお、本計画では、以下に示す「目指すべき将来の方向性」に向け、まちづくりの課題に対して、住民と行政がそれぞれの役割を担い、互いに尊重・理解し、高め合い、補い合うことで、人や地域、自然・歴史・文化などの様々な“魅力”が一層の輝きを放つことができるよう、まちづくりの理念を「まちの魅力を活かした にぎわいと癒しのまちづくり」とします。

また、その理念のもと、新たなにぎわいを生み出すことで町全体が心も生活も『豊か』になり、すべてのひとが幸せで癒しを感じられるような『やすらぎ』のあるまちを目指すこととし、将来像を「清流木曽川に抱かれた 『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」とします。

第6次総合計画の理念

まちの魅力を活かした にぎわいと癒しのまちづくり

＜目指すべき将来の方向性＞

- ベッドタウンとしての住みやすさの向上と働く場の創出
- 交通の利を活かした交流とにぎわいの創出
- 出産や子育ての希望をかなえられる環境の確立
- 笠松町に生まれ育つことに誇りが持てる意識の醸成
- すべての世代が明るく幸せに暮らせる安心・安全な生活環境の整備
- 医療・福祉の充実により生涯にわたって健康にすごせる環境の確保

第6次総合計画の将来像

清流木曽川に抱かれた

『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市

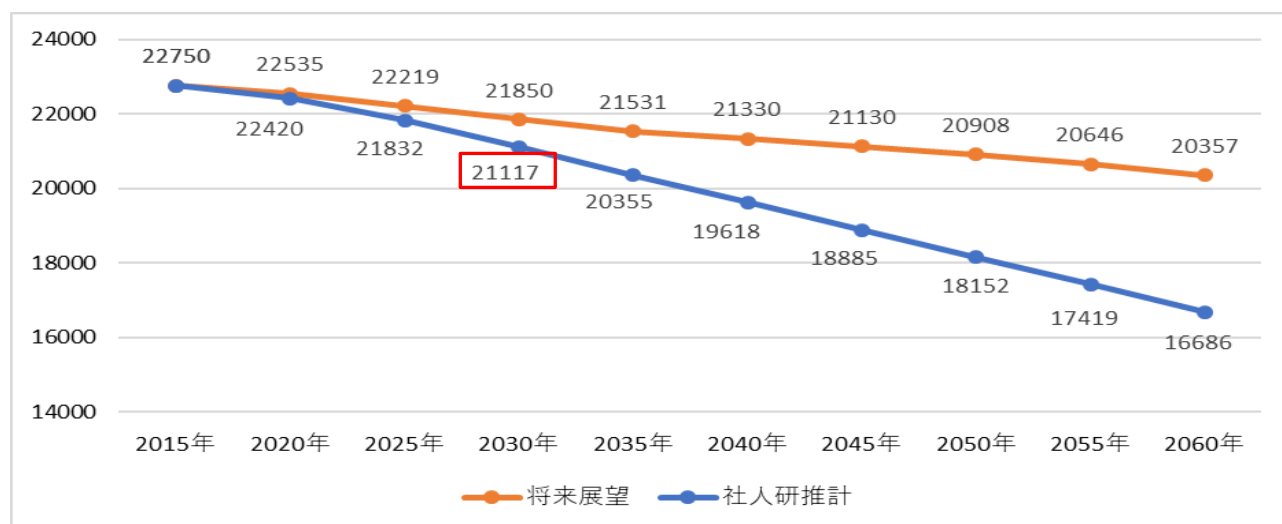
2 将来人口

(1) 総人口の設定

全国的に本格的な人口減少社会を迎えているなか、人口の減少が予測されており、目標年次（令和12年度）における推計人口は、社人研推計では21,117人ですが、町の魅力を高める施策の実施により転出者の数を抑制するなど、人口の減少をゆるやかにすることで、目標年次（令和12年度）における将来人口を22,000人とします。

参考：笠松町まち・ひと・しごと総合戦略の将来展望21,850人

令和12年度の将来人口 22,000人



資料：笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015年～2021年)

(2) 年齢階層別人口の設定

社会的要因などを背景に、全ての年齢層において人口は減少していくことが予測されます。

また、全人口における各年齢層の割合は、社人研の推計では以下のとおり、年少人口及び生産年齢人口が大きく減少する見込みですが、当町では2015年度（平成27年度）の割合を維持していくことを目標とし、目標年次の年齢3区分別の人口を次のとおりとします。

	2015年度 (平成27年度) 平成27年国勢調査	2030年度 (令和12年度) 将来人口	※参考 社人研推計 2030年度 (令和12年度)
総人口	22,750人	22,000人	21,117人
年少人口 (0～14歳)	3,118人	3,007人	2,453人
生産年齢人口 (15～64歳)	13,423人	13,024人	12,600人
老年人口 (65歳以上)	6,157人	5,969人	6,064人

(年齢不詳人口を含んでいるため、平成27年度の合計は内訳の合計と一致しません。)

3 土地利用構想

(1) 土地利用の基本方針

土地利用にあたっては、自然環境や歴史文化をはじめ、生活、産業、観光、住民の個性など、町の魅力を最大限に発揮し、快適に生活できる利便性を備えた空間を目指すために、次の視点を重視し、地域の活力と住民生活の向上に努めていきます。

- ・自然環境や歴史文化などの地域資源を活かします。
- ・災害などに対する安全性を確保し、安心していきいきと暮らすことができる土地利用を図ります。
- ・周辺市町、町内外との盛んな交流を創出し、活気のあるまちづくりを推進します。
- ・未活用地や河川空間を有効活用し、効率的で効果的な魅力のある地域を形成します。

(2) 利用区分別土地利用の考え方

基本方針で示したそれぞれの方向性を踏まえた上で、利用区分別の土地利用について次のとおり推進します。

住居系	定住者を維持・増加させていくため、公共交通や道路、下水道などの生活基盤の充実を進めます。また、公園や緑地などの整備を通じて、緑豊かで居心地の良い生活空間の形成を推進します。
商業系	自然環境や歴史文化などの地域資源を活かし、町内外の人々が、気軽に集える場の創出を図ります。また、日常の買い物需要に対応した商業機能の充実により、利便性の高い、快適な生活環境の向上を推進します。
産業・流通系	既存産業の発展を図りながら、周辺環境と調和した土地利用を推進します。また、幹線道路など、広域的な交通条件の良さを活かした土地利用を推進します。
農業系	遊水機能や緑地機能など、農地の持つ多面的な機能を活かすとともに、優良農地としての機能保全を推進します。
水辺系	河川空間を活かした憩いの場の創設を推進し、町内外から様々な人が集まる自然と調和した土地利用を推進します。

4 基本方向

「清流木曽川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」を踏まえ、「序論 8 当町のまちづくりの課題」に示した課題の解決と、将来像の実現に向けた取り組みを進めるため、以下に、6つの基本方向を定め、各施策を展開します。また、各施策の展開にあたっては、SDGsの理念に基づき「誰一人取り残さない」社会の実現を目指していきます。

基本方向1 めくもりと笑顔あふれる思いやりのまち

誰もが心豊かな生活を送ることができるよう、地域福祉を進めるとともに、健康づくりを支援し、医療体制の整備に努めます。また、高齢者や障がいのある人に対する支援の充実や、安心して子育てができる環境の整備、人権意識の醸成などにより、めくもりと元気あふれる思いやりのまちをつくれます。

●施策の方針

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 高齢者福祉の推進
- (4) 障がいのある人の福祉の推進
- (5) 子ども・子育て支援、幼児教育の推進
- (6) 人権尊重社会の実現

医療・福祉
子育て

基本方向2 未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち

今後、地域が持続的に発展し活力を維持していくためには、人材の育成が重要です。将来を担う子どもの心身の健全な育成を促す環境を整備するとともに、誰もがいつでもどこでも学び、活動することができる場の充実を図ります。

また、先人から受け継いだまちの歴史や魅力ある文化の継承とその活用に努め、生涯にわたって豊かな人生を送ることのできるまちをつくれます。

●施策の方針

- (1) 学校教育の充実
- (2) 青少年の健全育成・若者支援の推進
- (3) 生涯学習の充実
- (4) スポーツ活動の推進
- (5) 歴史・文化の継承と活用

教育・文化
スポーツ

基本方向3 にぎわいと活力あふれる創造のまち

今後予想される人口減少の影響により消費が縮小することによる、地域経済への影響が懸念されます。地域資源を活かした農業・商工業を進め、地域経済活動の活性化を図ります。

一方、木曽川という雄大な自然や四季折々の豊かな風景、先人から受け継いできた伝統文化など、多くの特徴ある資源を有していることから、それらを活かした観光やイベントの拡充を進めます。

また、意欲のある豊かな経験を持った多様な方々（高齢者・子ども・女性・外国人など）に活躍していただくため、豊富な人材をバックアップするとともに、リバーサイドタウンかさまつ計画の令和時代に即した事業展開を図り、新たな“にぎわい”を創造し、人と自然が調和した、皆が幸せを感じることができる活力あるまちをつくります。

●施策の方針

- (1) 農業の振興
- (2) 商工業の振興
- (3) 観光・イベントの推進
- (4) コミュニティ活動と活発なまちづくり活動の推進

農業・商工業
イベント
まちづくり

基本方向4 便利で快適に暮らせるやすらぎのまち

ユニバーサルデザインの推進を基本に、自然環境と調和した快適な住環境の整備、安全な道路をはじめとした交通環境の向上、河川や上下水道の整備などを通じ、便利で快適な住みよいまちをつくります。

また、静かで清潔な住空間の整備を進め、新たなリサイクル社会・循環型社会の構築を進めます。

●施策の方針

- (1) 計画的な土地利用の推進
- (2) 便利で快適な道路網の整備
- (3) 公共交通体系の充実
- (4) 良好な住環境の創出
- (5) 清潔で快適な環境の整備
- (6) 循環型社会の構築

都市基盤
循環型社会
環境

基本方向5 安全で安心して暮らせる住みよいまち

住民の生命と財産を守るため、災害に備えた体制の強化を図るとともに、これまで経験したことのない規模での自然災害の発生などにも備えることにより、住民誰もが日常生活における不安を感じることなく過ごすことができるよう、災害に強いまちを構築します。

また、地域との連携による日常的な防犯対策の充実や交通安全活動の推進など、犯罪や事故のない安全で安心して暮らせるまちをつくります。

人との関わりが減少している時代のなか、住民が安全で安心して暮らすためには、地域社会の思いやりや助け合いが不可欠であり、これまで進めてきた道德の心を育む活動の推進が大変重要です。

●施策の方針

- (1) 防災対策の推進
- (2) 消防・救急対策の推進
- (3) 防犯体制の強化
- (4) 交通安全対策の推進

住民生活

基本方向6 「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち

これからの行政は経営者の視点に立ち、事業運営を行政主導ではなく、内容によっては民間主導に移行することにより、効率的で健全な財政運営を推進します。

また、住民参加のまちづくりを推進することにより、住民満足度を的確に把握し、住民の価値観の多様化に適切に対応し、信頼される行政経営のまちをつくります。

●施策の方針

- (1) 住民参加によるまちづくりの推進
- (2) 気配り行政の推進
- (3) 効果的な行政運営の推進
- (4) 健全な財政運営の推進と広域行政への対応

町政運営